

第 1 部 意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠の審査運用について

意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の審査運用について

< 関連条文 > (下線部が改正部分です。)

(定義等)

第2条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

(第3項及び第4項略)

意匠法施行規則

様式第2 [備考]

- 8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。
- 39 (意匠審査基準第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照)
- 40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。) の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第6 [備考]

- 8 (意匠審査基準第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 9 (意匠審査基準第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 10 (意匠審査基準第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図(意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。) において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

様式第7 [備考]

- 4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

様式第8 [備考]

- 3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

1. 改正の趣旨

(1) 従来の制度

従来、画面デザインは、液晶時計の時刻表示部や携帯電話機の初期メニュー選択画面のように物品の成立性に照らして不可欠なものであって、その物品自体の有する機能により表示されているもののみがその意匠の構成要素として扱われ、意匠法で保護されていました。一方、物品の成立性に照らして不可欠なものとはいえない画面デザインや、その機器とは別のディスプレイに表示される画面デザインについては意匠の構成要素とは認められず保護の対象とされていませんでした。

(2) 改正の背景

近年の情報技術の進展とそれに伴う経済・社会の情報化を背景として、従来、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を画面上の電子的な画像に置き換え、こうした画面デザインが機器等と一体となって用途や機能を発揮する物品が一般化しつつあります。また、このような画面デザインは、家電機器等に係る品質や需要者の選択にとって大きな要素となっており、企業においても画面デザインへの投資の重要性が増大している状況にあります。

(3) 改正の概要

画面デザインのうち、物品の本来の機能を発揮できる状態にする際に必要となる操作に使用される画像について、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるもの、すなわち意匠の構成要素として意匠法の保護対象としました。

ただし、物品から独立して販売されているビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインについては、今回の保護対象となる画像には含まないものとししました。これは、このような画面デザインを保護すると、どのような物品にまで権利の効力が及ぶのか予測が困難となり、ひいてはソフトウェアの流通を阻害するおそれがあることや、インストール可能な物品全体の流通に影響が出るおそれがあるからです。

2. 従来の保護対象との違い

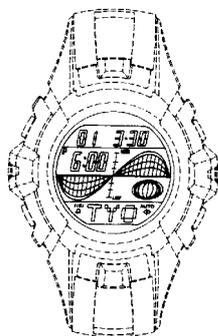
意匠法で保護される画像を含む意匠には、従来から認められている初期メニュー選択画面等、物品の成立性に照らして不可欠な画像で、物品自体の有する表示機能により表示されている画像（『液晶表示等に関するガイドライン（平成14年2月）』）があり、それに加えて意匠法第2条第2項に規定する「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」が保護対象に加わりました。

また、従来と同様に当該画像を含む意匠は、全体意匠、部分意匠のいずれの出願形式でも出願することが可能です。

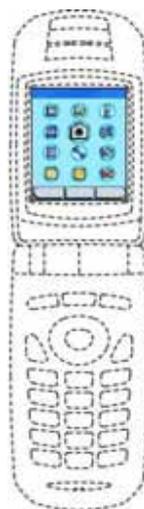
（1）従来から保護されていた画像（『液晶表示等に関するガイドライン』による画像）
「物品の液晶等表示部に表示される図形等」が、以下に示す3要件をすべて満たす場合には、当該図形等を表示した状態で工業上利用することができる意匠となり得ます。

- （要件1）物品の表示部に表示される図形が、その物品の成立性に照らして不可欠のものであること
- （要件2）物品の表示部に表示される図形等が、その物品自体の有する機能（表示機能）により表示されているものであること
- （要件3）物品の表示部に表示される図形等が、変化する場合において、その変化の態様が特定したものであること

[事例] 液晶表示等に関するガイドラインに記載された要件を満たす意匠



意匠登録第1149610号
「腕時計本体」



意匠登録第1207282号
「携帯用無線電話機」

(2) 新たに意匠法第 2 条第 2 項の規定に基づき保護される画像

意匠法第 2 条第 2 項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定される画像は、具体的には以下のとおりです。

画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること

操作の用に供される画像であること

当該物品がその機能を発揮できる状態にするための画像であること

当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

[事例] 意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠

() 当該物品自体が有する表示部に表示される画像の例

「携帯電話機」



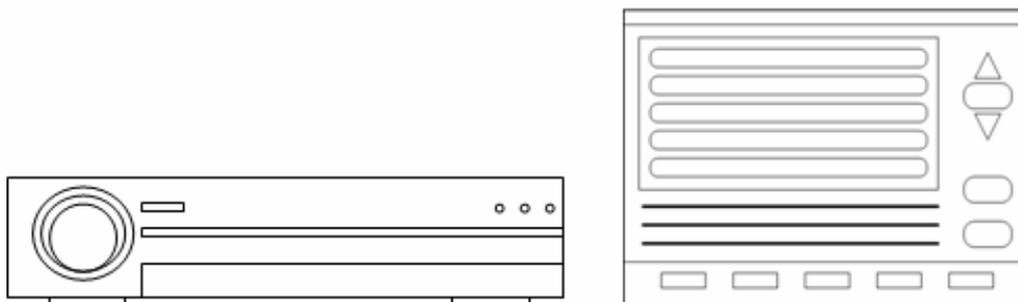
(注) 表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられることが前提となります。

() 当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像の例

当該物品と一体として用いられる物品とは、例えば、当該物品を「磁気ディスクレコーダー」とした場合、これを操作するための画像を表示するテレビモニター等の表示機器を指します。一般的にはテレビモニター等の表示機器が想定されますが、必ずしも物品を特定しなければならないものではありません。

このような、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像を、当該物品の意匠を構成する一部とし、保護対象としたものです。

「磁気ディスクレコーダー」



(注) 当該物品と一体として用いられるテレビモニターに表示される画像の例。録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であることが前提となります。

3. 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面の記載

(1) 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載

「部分意匠」の欄（部分意匠の場合のみ）

画像を含む意匠について、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に【部分意匠】の欄が記載されていなければなりません。ただし、画像を含む意匠について、全体意匠の意匠登録出願をする場合には、この限りではありません。

「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠を意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品である必要があります。（「用画像」や「用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しません。）

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分を記載して下さい。

例えば、ビデオディスクプレーヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と一体として用いられるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠の意匠に係る物品は、当該画像を含むビデオディスクプレーヤーですので、願書の【意匠に係る物品】の欄には、「ビデオディスクプレーヤー」と記載します。

「意匠の説明」の欄の記載（部分意匠の場合のみ）

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の【意匠の説明】の欄に記載します。

「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

() 意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも適用されます。

したがって、画像を含む意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄に記載します。

() 当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、又、どのような操作を行うのか説明を記載します。

「【意匠に係る物品】磁気ディスクレコーダー」の記載例

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、ハイビジョン放送が受信可能なテレビ用チューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。

画像図に表された画像は、録画機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であって、番組の予約録画を行う際に表示され、画像中央に複数配された横長の表示欄に表される番組名をその右側に配された操作ボタンによって選択、決定する操作を行うものである。

(2) 画像を含む意匠の図面等の記載

当該物品自体が有する表示部に表示される画像の場合

画像を含む意匠に係る物品全体の形態について一組の図面(6面図)が必要であり、画像を表す図面のみの提出は認められません。

また、意匠法第2条第2項に規定する画像は、一組の図面(6面図)に記載しますので、表示部に印刷による模様を有する等の特別な場合を除いて【通電状態図】を記載する必要はありません。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像の場合

その物品と一体として用いられる物品(表示機器等)に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載します。

画像が当該物品自体に表示されないとしても、意匠に係る物品は当該物品ですので、物品全体の形態について一組の図面(6面図)が必要であり、たとえ、画像について部分意匠として意匠登録を受けようとする出願であっても【画像図】のみの提出は認められません。

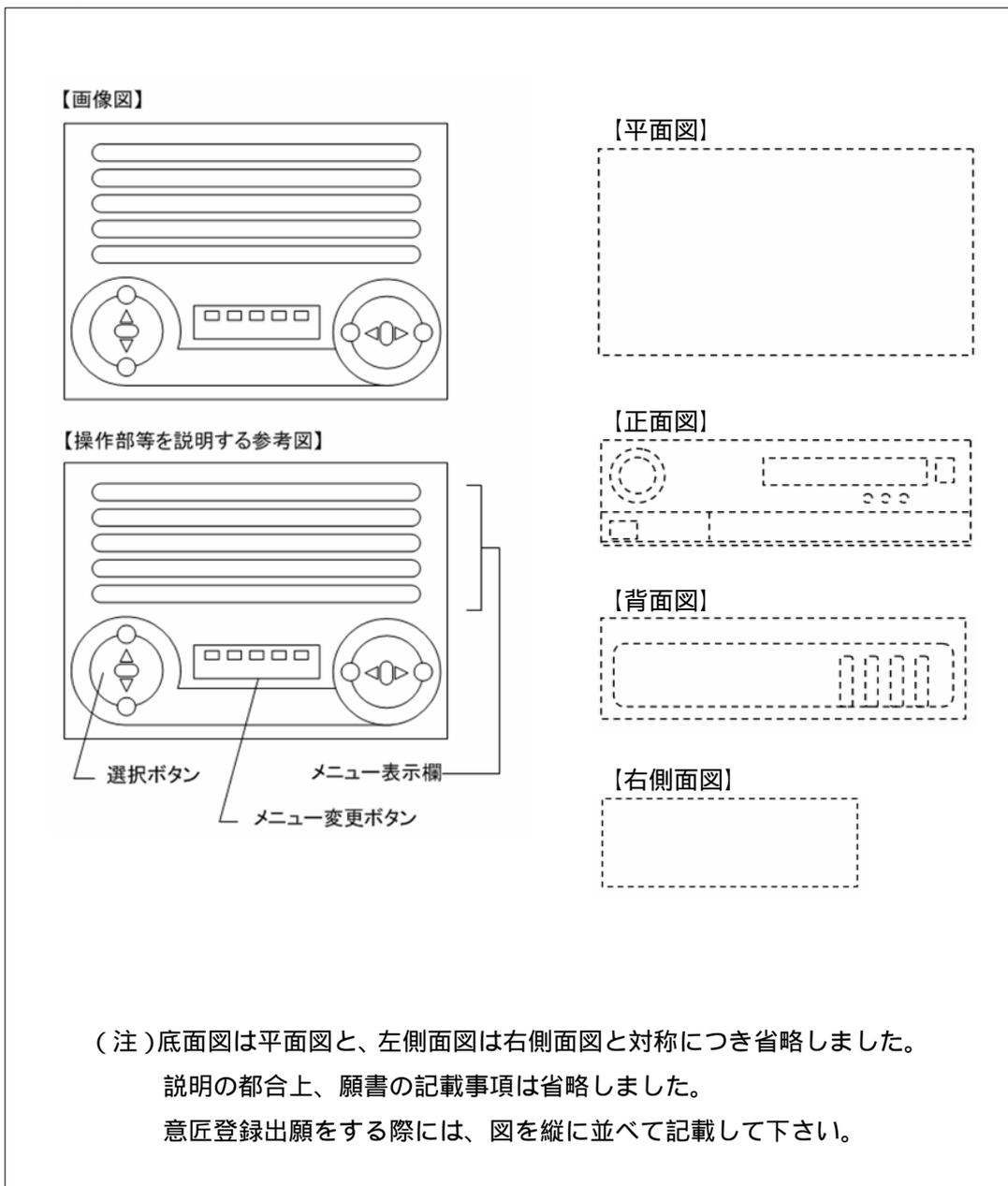
【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる物品(表示機器等)の表示部の外周縁としてください。この場合の輪郭線は、特段の記載がない限り通常の線模様とは扱いません。

【意匠に係る物品の説明】欄の記載のみでは、操作方法等を十分に表現することができない場合には、【画像図】及び一組の図面(6面図)の他に操作方法を説明する参考図等を添付してください。

なお、物品自体に表示部を有する場合であっても、他の表示機器に表示して当該物品の操作を行う画像であれば【画像図】として表すことができます。

以下に、当該物品と一体として用いられる表示機器等に表示される画像を部分意匠として出願する場合の図面について、適切な記載例、不適切な記載例を「ビデオディスクプレーヤー」を例にして示します。

() 適切な図面の記載事例

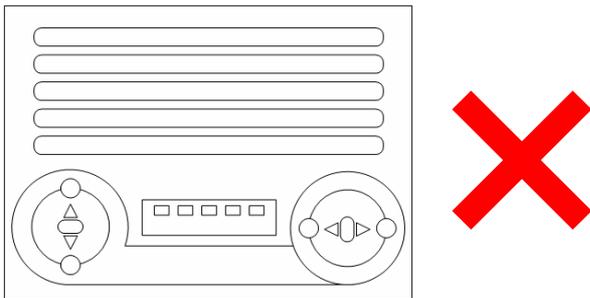


() 不適切な図面の記載事例

以下の事例は、画像を含む意匠について意匠法施行規則に則して適切に記載した図面とは認められません。

[事例1] 画像のみを表現した場合

【画像図】

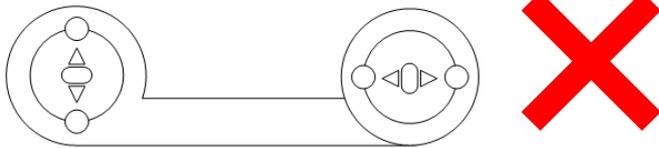


(注) 説明の都合上、願書の記載事項は省略しました。

意匠に係る物品と一体として用いられる物品（表示機器等）に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であっても、一組の図面を省略することはできません。

[事例2] 画像の一部のみを表現した場合

【画像図】

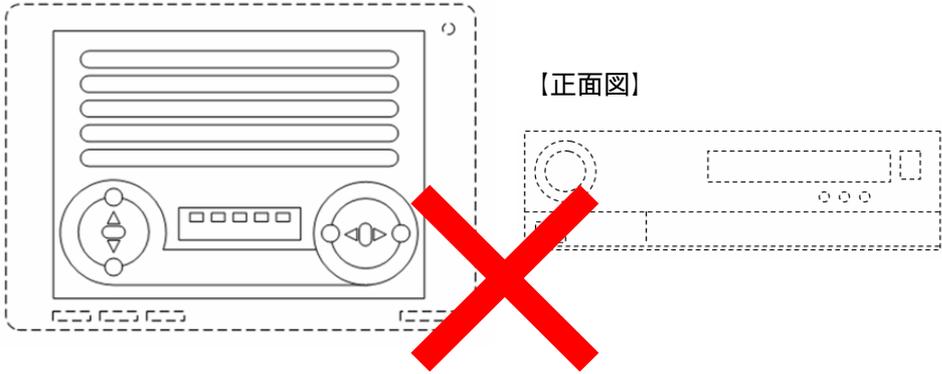


(注) 説明の都合上、願書の記載事項は省略しました。

画像の一部を部分意匠とする場合の適切な記載とは認められません。
【画像図】の輪郭は表示機器等の表示部の外周縁として下さい。
なお、一組の図面を省略して【画像図】のみを記載することは認められません。

[事例3] 当該物品と一体として用いられる表示機器を一組の図面に表現した場合

【表示機の正面図】



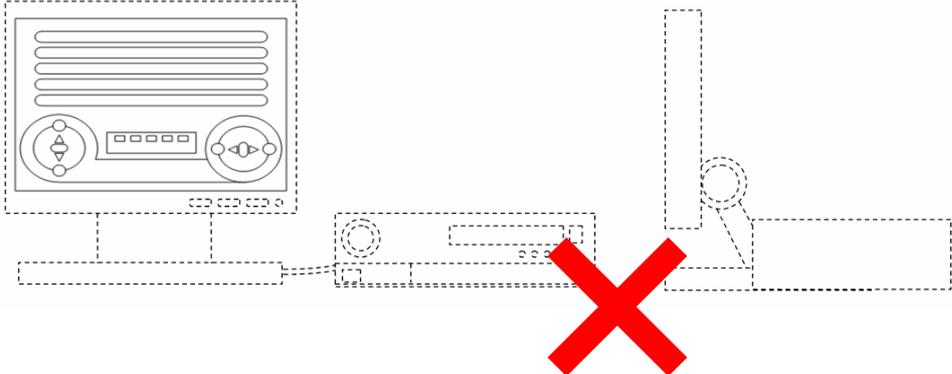
【正面図】

(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

当該物品と表示機器を記載した図面は2つの物品を含むものであり、一の意匠を記載した図面とは認められません。(【表示機の正面図】において表示される機器を表現しているので、ビデオディスクプレーヤーと表示機の2つの物品を表現したものととなります。)

[事例4] 当該物品と表示機器を接続した状態で一組の図面に表現した場合

【正面図】



【右側面図】

(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

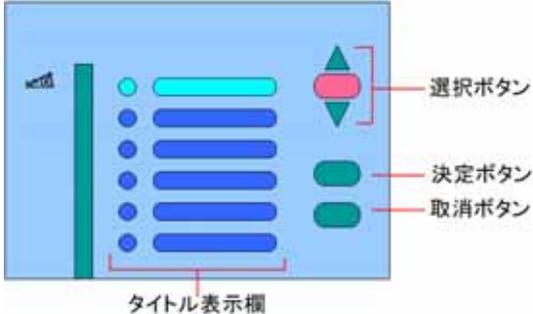
当該物品と表示機器を接続した状態で一組の図面とした場合も2つの物品を表したものと判断されます。

参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、操作部等を説明する参考図を添付します。また、必要に応じて何について表現した参考図かを【意匠の説明】の欄に記載して下さい。

[事例] 操作部等を説明する参考図

【操作部等を説明する参考図】



（注）当該画像の操作に使用される部分を引き出し線による説明によって明確にします。
その他、必要に応じて説明を加えて下さい。

（注）説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

画像が操作によって変化する場合の記載方法

画像が操作によって変化する場合には、【～操作を行った状態の画像図】、【変化した状態を示す画像図】等の図の表示によって、変化した状態の形態を表す図を作成します。

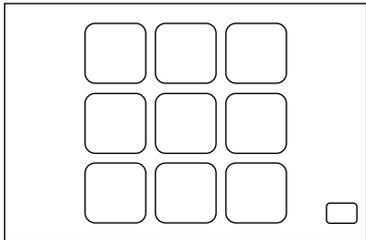
操作によって画像が変化する場合、画像の変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一意匠として取り扱います。

[事例] 形態的な関連性が認められる例

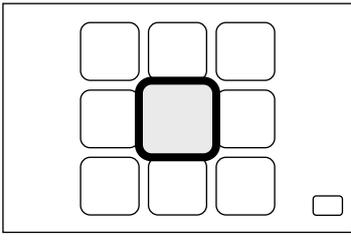
【意匠の説明】 - 略 -

変化した状態を示す画像図は、選択したアイコンが変化した状態を示すものである。

【画像図】



【変化した状態を示す画像図】



（注）説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

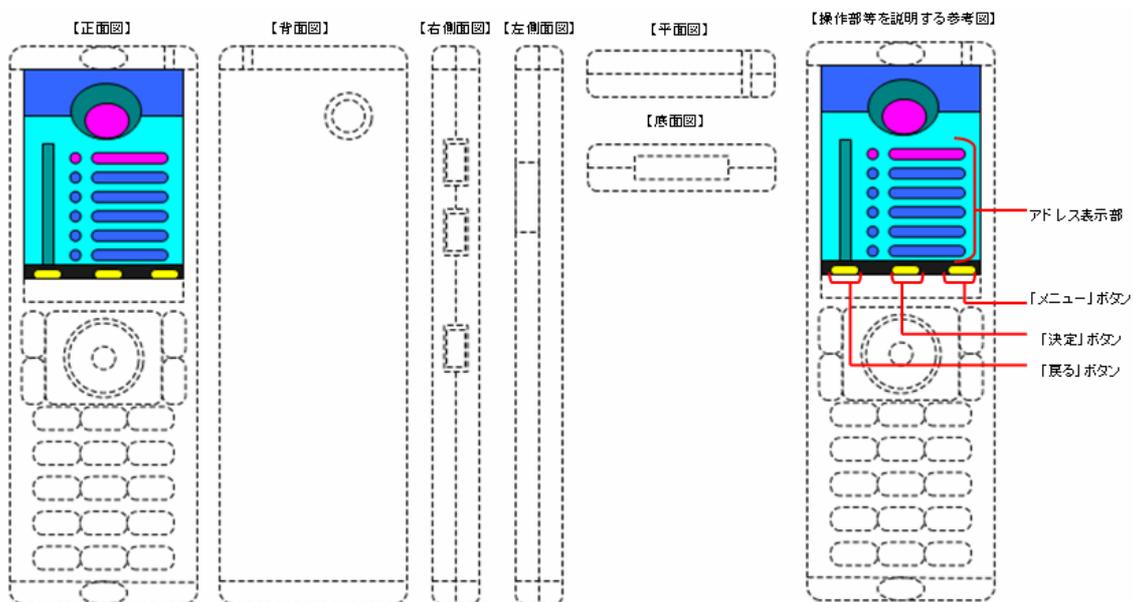
4. 願書及び図面の記載に関する具体的な事例

(1) 部分意匠として画像を含む意匠を出願する場合

当該物品自体が有する表示部に表示される場合

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	07 - A - 1 - AN
【提出日】	平成 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【部分意匠】	
【意匠に係る物品】	携帯電話機 ～ 中略 ～
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	正面図中の表示部に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするための画像であって、アドレス帳から任意のグループを選択する操作を行うものである。画面右寄りの横長長方形部にグループ名が表示され、それらを選択して操作を行う。
【意匠の説明】	正面図中の実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。

【書類名】 図面

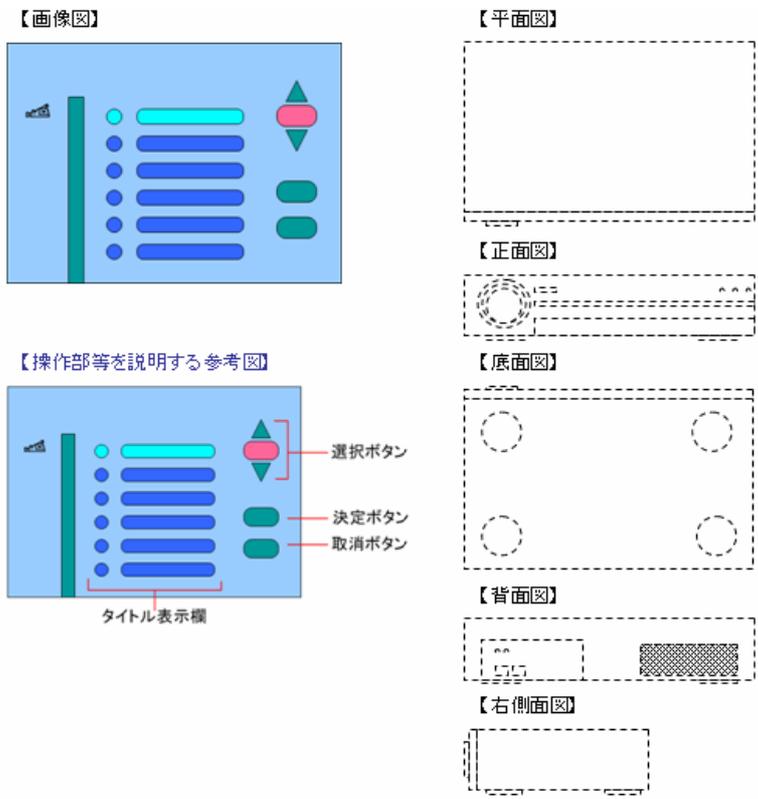


(注) 意匠登録出願をする際には、図を縦に並べて記載して下さい。
 画像を含む意匠は、画像を最も良く表す図を最初に記載して下さい。

当該物品と一体として用いられる他の表示機器等に表示される場合

【書類名】 意匠登録願
 【整理番号】 07-A-1-AN
 【提出日】 平成 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【部分意匠】
 【意匠に係る物品】 チューナー付磁気ディスクレコーダー
 ~ 中略 ~
 【提出物件の目録】
 【物件名】 図面 1
 【意匠に係る物品の説明】
 本物品は、ハイビジョン放送を受信可能なチューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。
 画像図に表した画像は、本物品と同時に使用される表示機器に表示される操作用の画像を表すものである。画像図は、録画した番組の再生を行うための機能を発揮できる状態にするための画像であって、画面中央に番組が表示され、その右方に配された操作ボタンによって選択、決定等の各種操作を行うものである。
 【意匠の説明】
 左側面図は右側面図と対称に表れるため省略した。実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【書類名】 図面

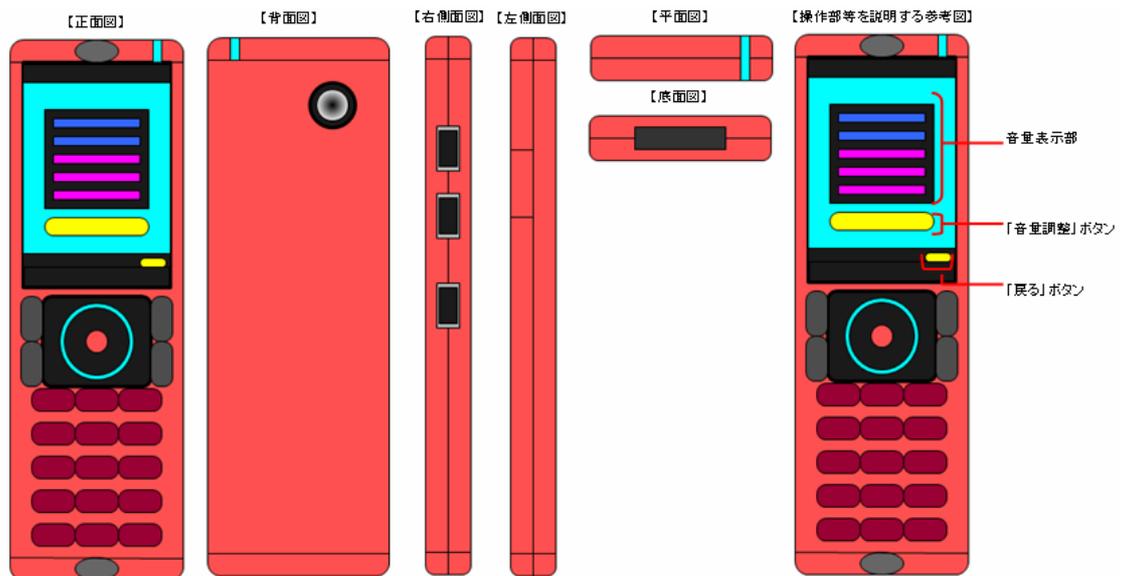


(注) 意匠登録出願をする際には、図を縦に並べて記載して下さい。
 画像を含む意匠は、画像を最も良く表す図を最初に記載して下さい。

(2) 全体意匠として画像を含む意匠を出願する場合
当該物品自体が有する表示部に表示される場合

【書類名】	意匠登録願		
【整理番号】	07 - A - 1 - AN		
【提出日】	平成 年 月 日		
【あて先】	特許庁長官 殿		
【意匠に係る物品】	携帯電話機 ~ 中略 ~		
【提出物件の目録】			
【物件名】	図面	1	
【意匠に係る物品の説明】	正面図の表示部に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするための画像であって、下部の横長長方形部分を操作して音量の調整を行うものである。		
【意匠の説明】			

【書類名】 図面



(注) 意匠登録出願をする際には、図を縦に並べて記載して下さい。
画像を含む意匠は、画像を最も良く表す図を最初に記載して下さい。

当該物品と一体として用いられる他の表示機器等に表示される場合

【書類名】 意匠登録願
 【整理番号】 07-A-1-AN
 【提出日】 平成 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【意匠に係る物品】 チューナー付磁気ディスクレコーダー
 ~ 中略 ~

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

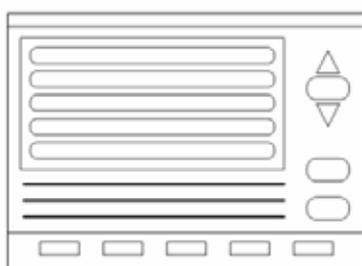
本物品は、ハイビジョン放送を受信可能なチューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。画像図に表した画像は、番組の予約録画の機能を発揮できる状態にするために行われる画像であって、画面左寄りの横長長方形部に番組が表示され、その外周縁に配された操作ボタンによって選択、決定等の操作を行うものである。

【意匠の説明】

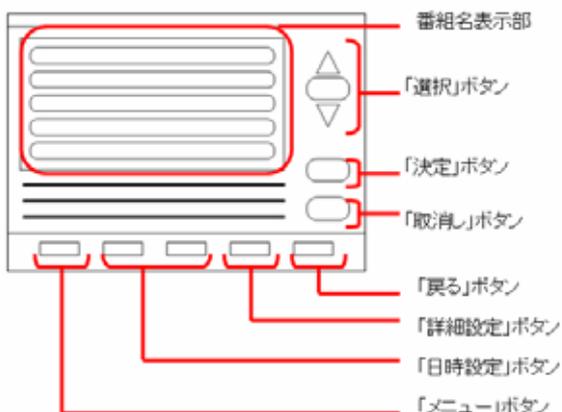
左側面図は右側面図と対称につき省略した。

【書類名】 図面

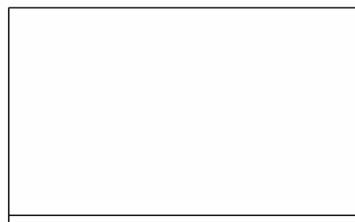
【画像図】



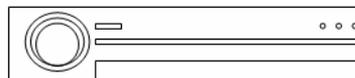
【操作部等を説明する参考図】



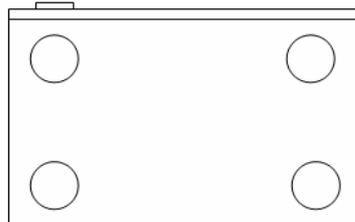
【平面図】



【正面図】



【底面図】



【背面図】



【右側面図】



(注) 意匠登録出願をする際には、図を縦に並べて記載して下さい。

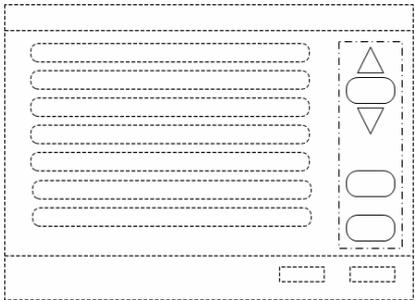
画像を含む意匠は、画像を最も良く表す図を最初に記載して下さい。

4 - 1 画像の一部に係る部分意匠の図面の記載について

意匠法第2条第2項に規定する画像の要件を満たすものであれば、その画像の一部、又は画像を含む物品の部分を部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とする出願も認められます。

[事例] 画像の一部を構成する操作ボタン部の領域を意匠登録を受けようとする部分とした記載例

【画像図】



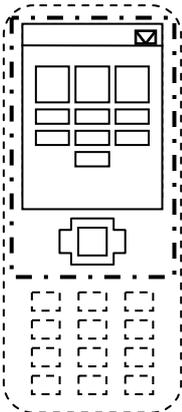
【意匠の説明】

実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

[事例] 画像及びファンクションキー部の領域を意匠登録を受けようとする部分とした記載例

【正面図】



【意匠の説明】

実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

5 . 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

5 - 1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

5 - 1 - 1 意匠を構成するものであること

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項において定義されている意匠を構成するためには、全体意匠の場合は、以下の(1) から(4) の要件を満たしていなければなりません。また、部分意匠である場合は、以下の(1) から(6) の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 物品と認められるものであること
- (2) 物品自体の形態であること
- (3) 視覚に訴えるものであること
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること
- (5) 一定の範囲を占める部分であること
- (6) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項において定義されている意匠を構成するためには、意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において定義されている画像を構成するものである必要があります。

意匠を構成する画像であること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において定義されている画像を構成するためには以下のすべての要件を満たしていなければなりません。

() 操作の用に供される画像であること

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいいます。

() 当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像であること

既に機能を発揮している状態の画像でないことをいいます。

意匠法第2条第2項に規定する画像を構成しないもの

以下の画像は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の規定により登録を受けることができません。

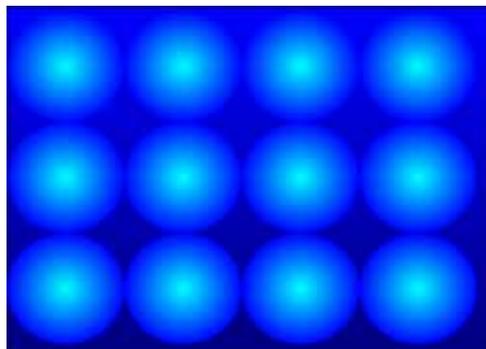
() 操作に用いられる画像でないものの例

(a) 装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は操作に用いられる画像とは認められません。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）



(b) 映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

物品を使用する者の操作を必要とせず、受動的に提供される画像（いわゆるコンテンツ）は操作に用いられる画像とは認められません。

【意匠を構成するものと認められない事例】

映画の一場面の画像

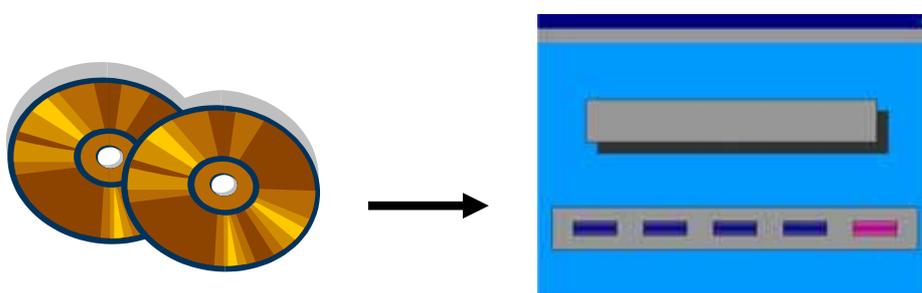


(c) 記録媒体に記録された画像

記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、操作に用いられる画像とは認められません。

【意匠を構成するものと認められない事例】

記録媒体に記録された画像



「コンパクトディスク」

コンパクトディスクに記録された画像

() 物品の機能を発揮できる状態にするための画像でないものの例

(a) 機能を発揮している状態の画像

電子計算機の取扱い

電子計算機は、情報処理（ソフトウェアによって可能となる機能を含む）がその機能と解されます。したがって、ソフトウェアによって表示される画像は、機能を発揮している状態の画像に該当するため保護対象となりません。

【意匠を構成するものと認められない事例】

電子計算機により表示される画像

OSにより表示される画像



インターネットを通じて表示される画像

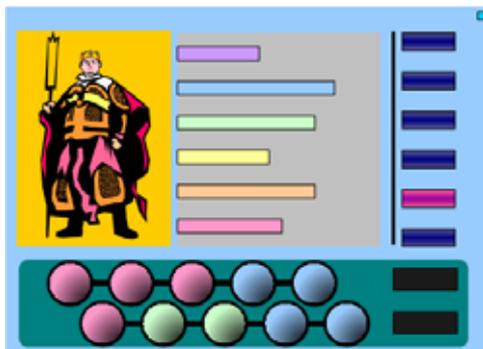


ゲーム機の取扱い

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象となりません。ゲーム専用機や、機器にプリインストールされている画像情報に基づいて表示されるものであっても同様です。ただし、ゲーム機本体の設定用のメニュー選択画像等は物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像として保護される場合があります。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲーム機により表示される画像



5 - 1 - 2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはなりません。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の(1)から(4)についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければなりません。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品
- (2) 画像の用途及び機能
- (3) 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を画像とする場合、画像が物品に占める位置、大きさ、範囲
- (4) 画像を含む意匠の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性についての判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。

意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められません。

- (a) 意匠に係る物品又は画像の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- (b) 画像全体の形態が表されていない場合
- (c) 意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合(画像のみしか表されていない場合)
- (d) 画像を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合(部分意匠の場合)
- (e) 画像が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合

5 - 1 - 3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなければなりません。

5 - 2 画像を含む意匠の新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行います。

5 - 2 - 1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

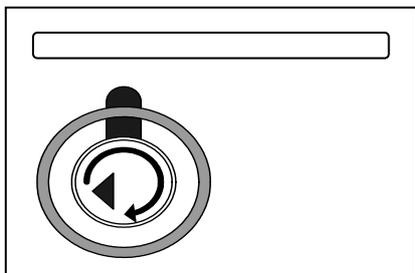
意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じません。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。

(1) 類似すると認められる例

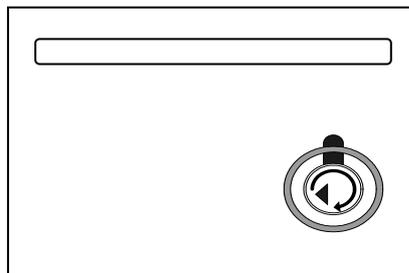
[事例1]

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

【画像図】

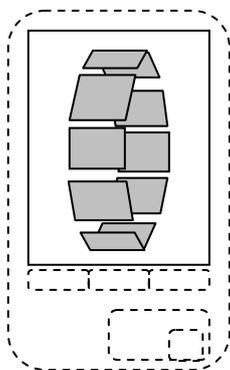


「デジタルビデオディスクレコーダー」
(映像編集機能を発揮するための画像)

(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

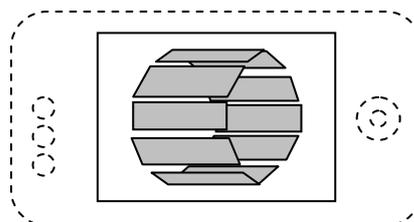
[事例2]

【正面図】



「携帯用ビデオプレーヤー」
(映像を選択するための画像)

【正面図】

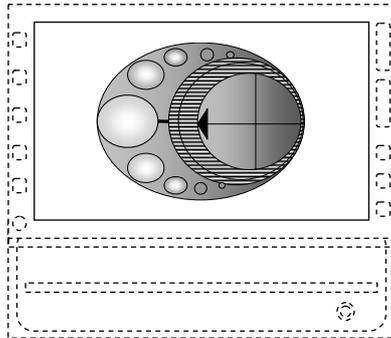


「携帯用ビデオプレーヤー」
(映像を選択するための画像)

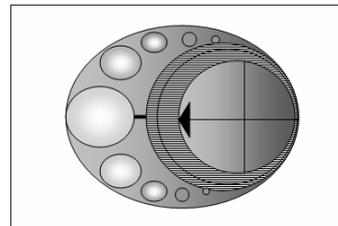
(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

[事例3]

【正面図】



【画像図】



【正面図】



「車載用経路誘導機」
(物品自体の表示部に表示される
経路選択を行うための画像)

意匠登録を受けようとする
部分の位置・大きさ・範囲
に特段の特徴が認められ
ない

「車載用経路誘導機」
(当該物品と一体として用いられ
る物品に表示される経路選択を行
うための画像)

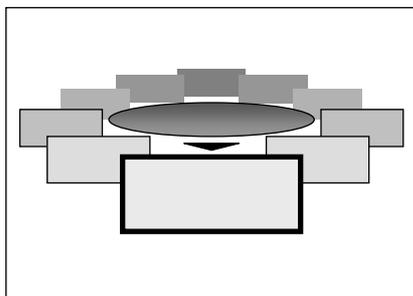
意匠登録を受けようとする部
分の位置・大きさ・範囲の評価
をしない

(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

意匠法第2条第2項に規定する画像を部分意匠として出願した場合において、当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠登録出願と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠登録出願は類似することがあります。

[事例 4]

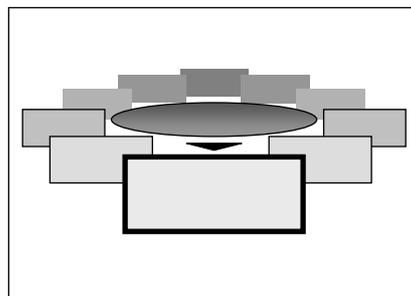
【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

静止画像

【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」
(各種設定の選択を行うための画像)

操作によって変化する画像



中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部
が時計回りに回転する変化をする画像

(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

なお、静止画像と操作によって変化する画像との類否判断は、変化する画像
の変化の態様も含めて総合的に観察して行います。

5 - 3 画像を含む意匠の創作非容易性

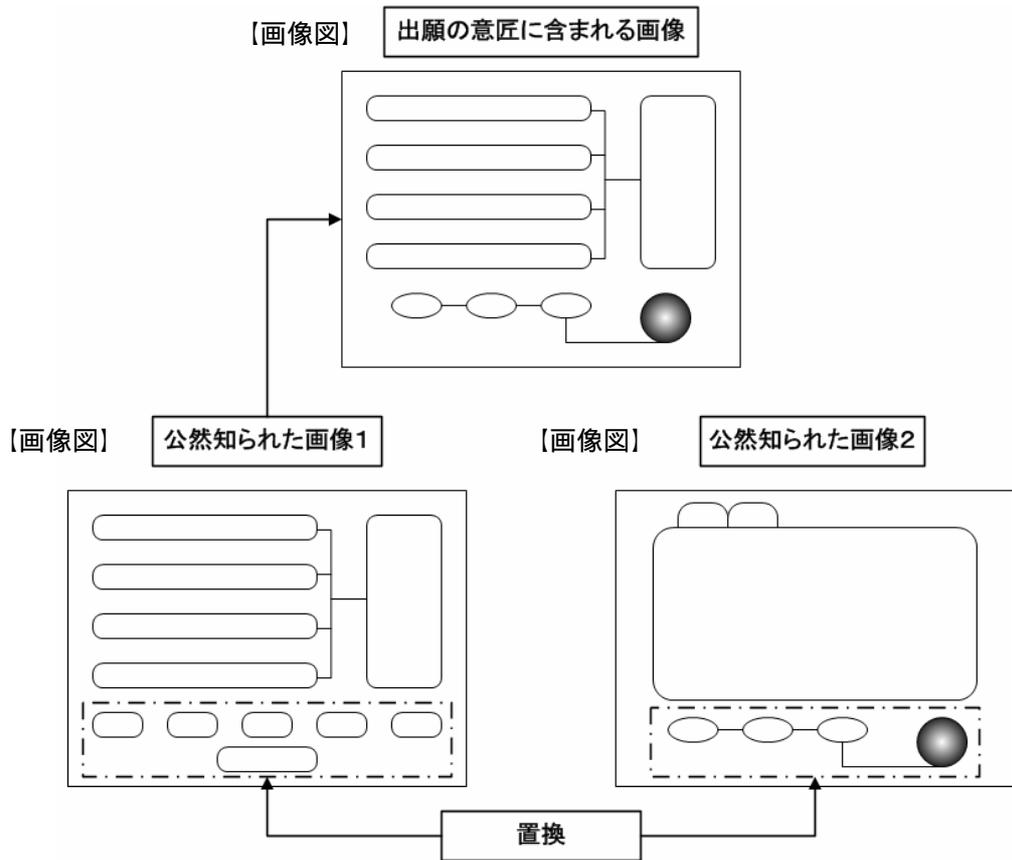
判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。

容易に創作することができる意匠と認められるものの例

(1) 置換の意匠

[事例]

その意匠の属する分野において、画像の一部を他の画像の一部に置き換えることは、当業者にとってありふれた手法です。

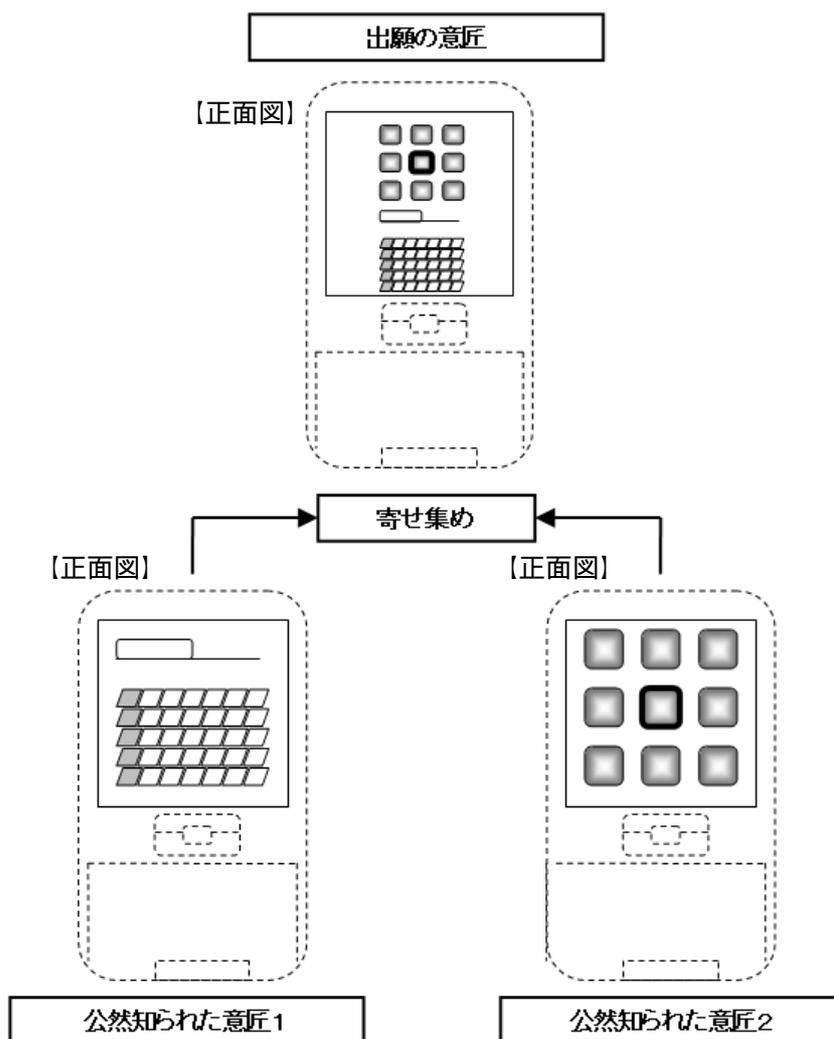


(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

(2) 寄せ集めの意匠

[事例]

その意匠の属する分野において、複数の画像の一部を寄せ集めて一つの画像を構成することは、当業者にとってありふれた手法です。

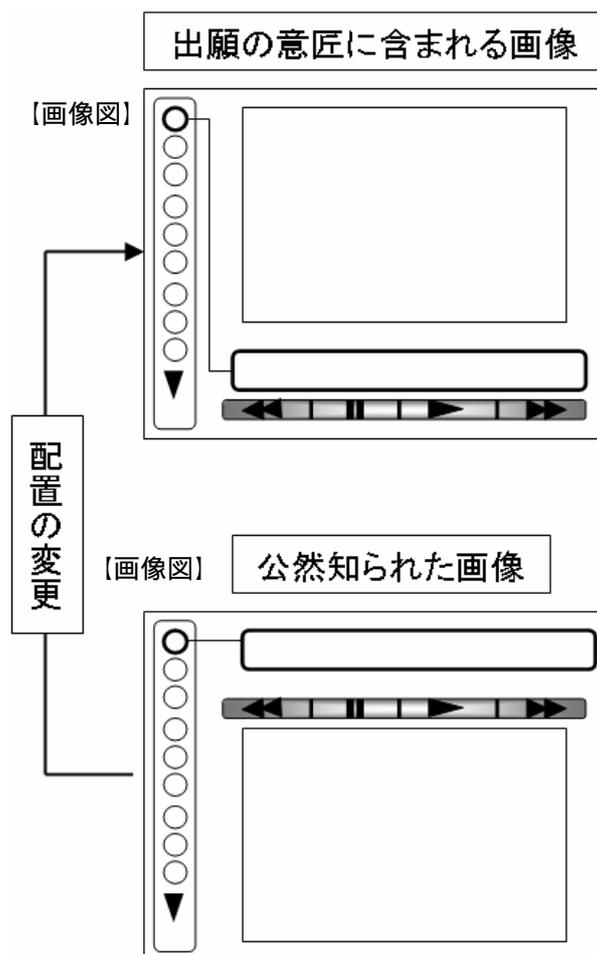


(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

(3) 配置の変更による意匠

[事例]

その意匠の属する分野において、画像の一部の配置を変更することは、当業者にとってありふれた手法です。

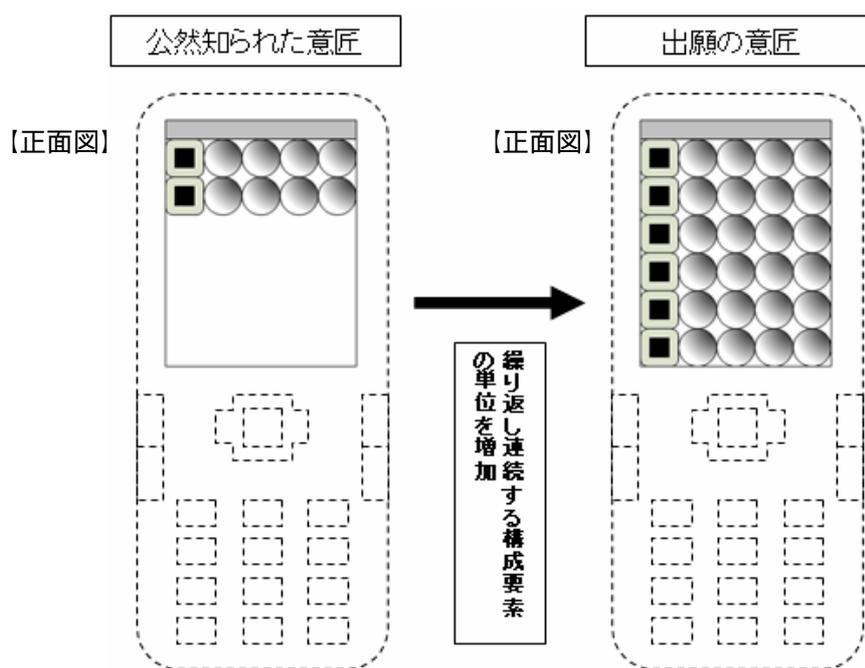


(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

(4) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

[事例]

その意匠の属する分野において、繰り返し連続する構成要素の単位を適宜増減させることは、当業者にとってありふれた手法です。

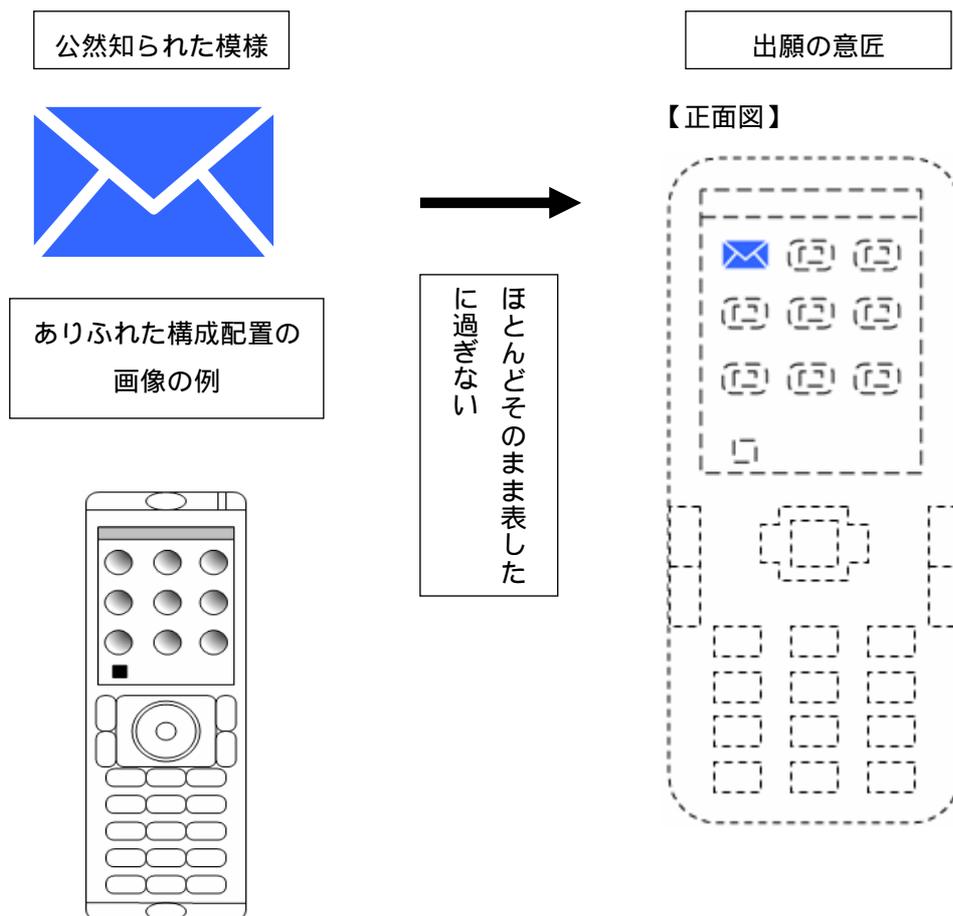


(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

(5) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

[事例1]

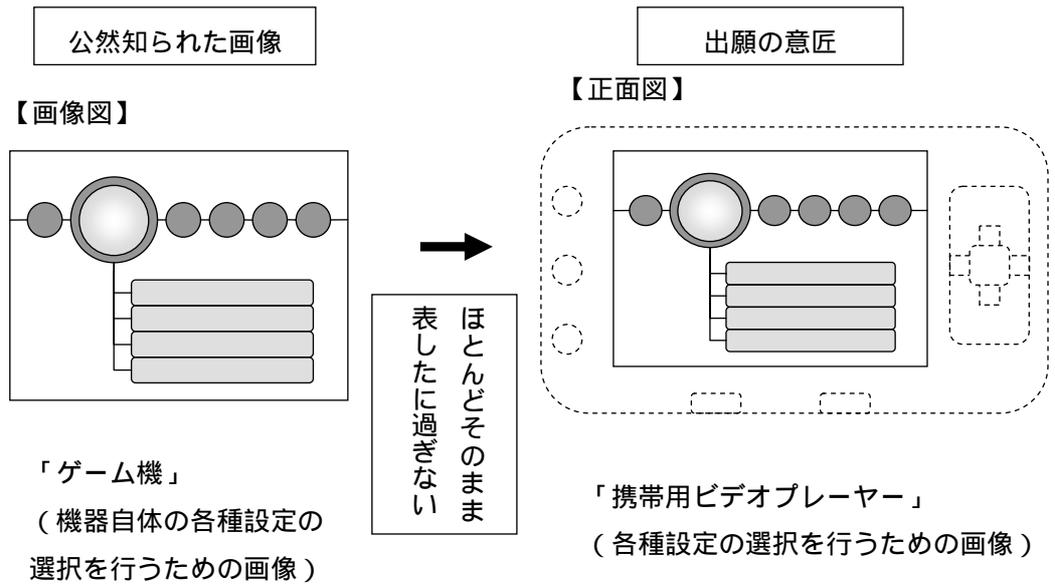
その意匠の属する分野において、画像の一部に公然知られた模様をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法です。



(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

[事例2]

その意匠の属する分野において、出願の意匠に公然知られた画像をほとんどそのまま表すことは、当業者にとってありふれた手法です。

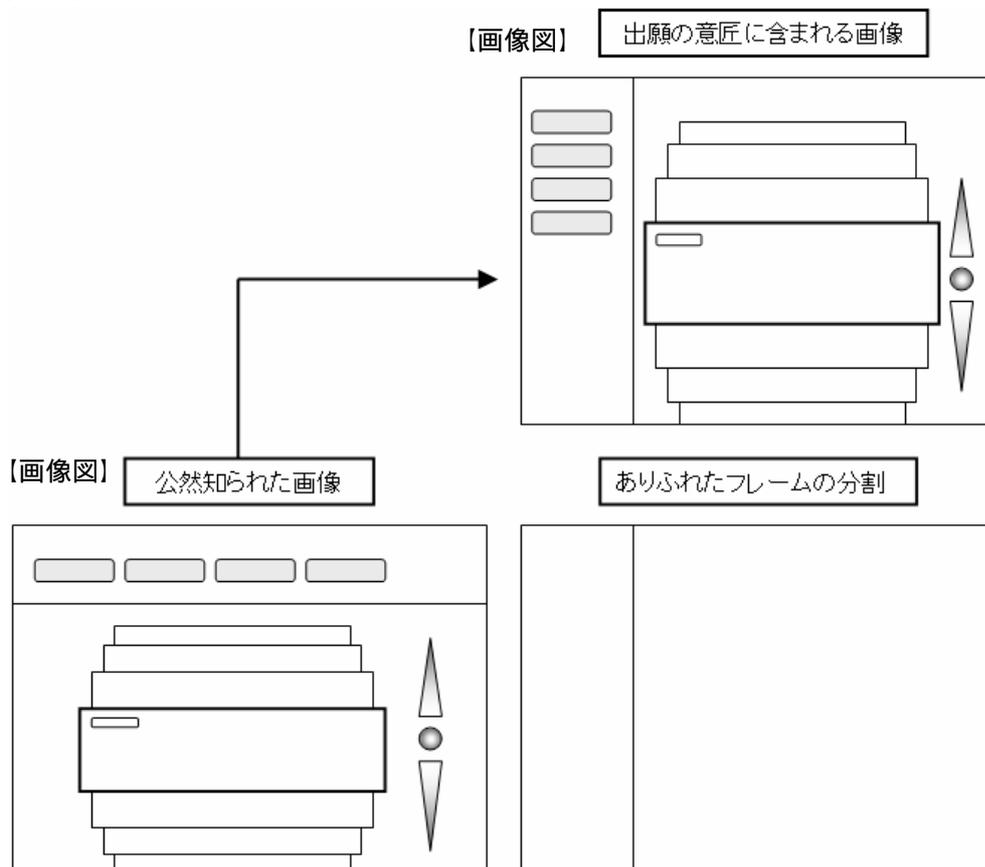


(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

(6) フレームの分割態様を変更したにすぎない意匠

その意匠の属する分野において、画像のフレームの分割態様を変更することは、当業者にとってありふれた手法です。

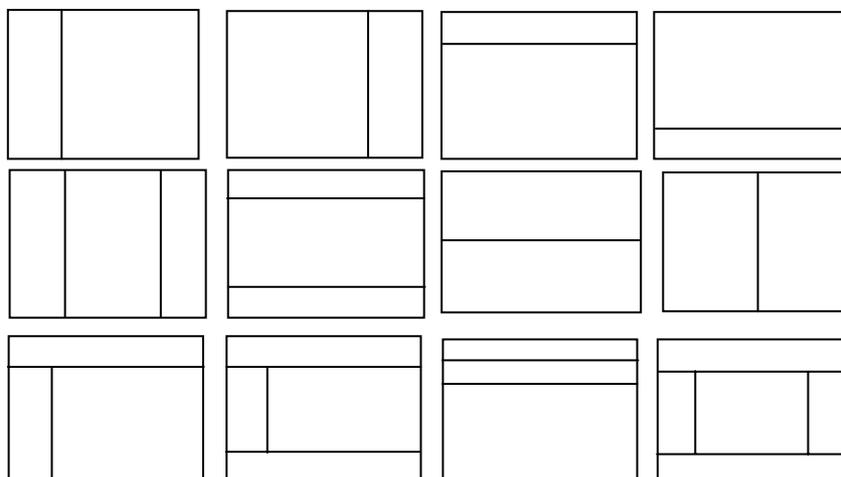
[事例]



(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

(参考)

ありふれたフレームの分割態様の例



5 - 4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠
判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。

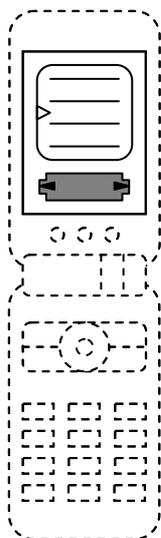
(1) 意匠法第3条の2が適用される事例

[事例1]

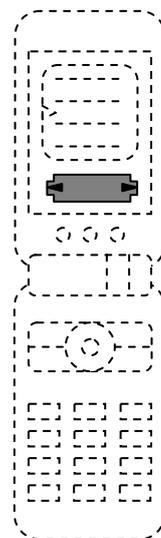
先願に係る意匠として開示された意匠

出願の意匠

【正面図】



【正面図】



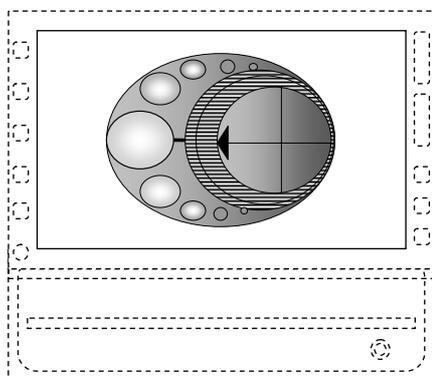
(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

[事例2]

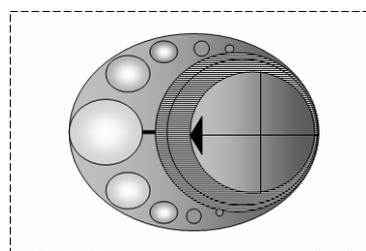
先願に係る意匠として開示された意匠

出願の意匠

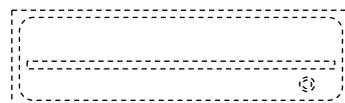
【正面図】



【画像図】



【正面図】



(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

6. 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければなりません。

判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。

6 - 1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

(1) 物品の区分によらない願書の【意匠に係る物品】の欄の記載の例

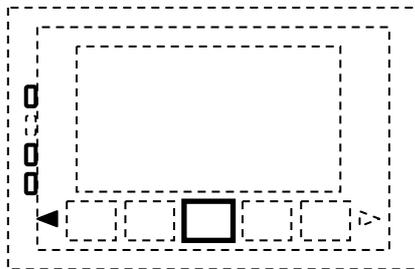
画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の【意匠に係る物品】の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの（例えば、ビデオディスクレコーダーの画像）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められません。

(2) 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められません。

[事例]

【画像図】



【意匠の説明】

実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

(注) 説明の都合上、その他の願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

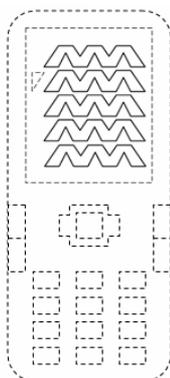
(3) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものの取扱い

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱います。

形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められます。

[事例] 【正面図】



【意匠の説明】

実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

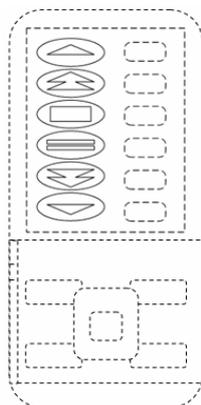
(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められます。

[事例]

【正面図】



【意匠の説明】

実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

(4) 操作によって変化する画像の取扱い

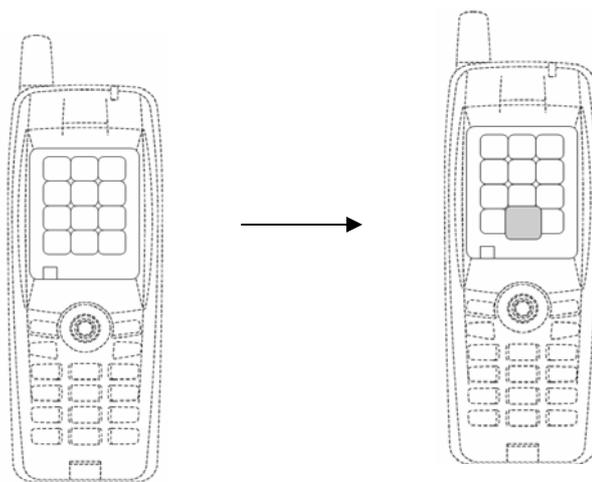
変化の態様に形態的な一体性が認められる場合

画像が操作によって操作によって変化する場合において、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一意匠として取り扱います。

[事例] 変化の態様に形態的な関連性が認められる例

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】



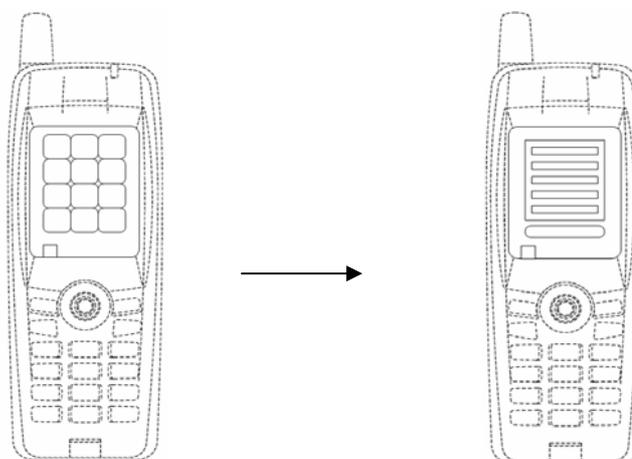
(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

変化の態様に形態的な一体性が認められない場合

[事例] 変化の態様に形態的な関連性が認められない例

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】



(注) 説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略しました。

7. その他、従来の審査基準に準じて運用される規定

- (1) 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外
意匠法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断は、全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。
- (2) 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定
判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。
- (3) 画像を含む組物の意匠
画像を含む組物の意匠は、全体意匠として出願された場合のみ保護対象となります。
判断は全体意匠の審査基準に準じて行われます。
- (4) 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 10 条の規定
判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。
- (5) 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更
判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。
- (6) 画像を含む意匠に関する分割
判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。
- (7) 特許出願又は実用新案登録出願から意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠登録出願への変更
判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。
- (8) パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願
判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われます。

第2部 改正意匠法第3条の2の審査運用について

改正意匠法第3条の2の審査運用について

<関連条文>（下線部が改正部分です。）

（意匠登録の要件）

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

1. 改正の趣旨

（1）従来の規定

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合に意匠登録を受けることができない旨規定したものです。

（2）改正の背景

デザインの開発においては、先に製品全体のデザインが完成し、その後に個々の構成部品や部分的造形についての詳細が決定されるという実態があります。また、市場において成功した商品については、独自性の高い創作部分が模倣の対象となりやすいことから、最初の意匠の出願に遅れて、先の意匠の一部を部品や部分意匠として出願し、自己の製品デザインの保護を強化したいというニーズがあります。

しかし、従来は、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は出願人の異同にかかわらず、新しい意匠の創作と認めることはできないとして、意匠法第3条の2の規定に基づいて拒絶されていたため、開発実態に沿ったものとなっておらず、自己の製品デザインに係る部品や部分意匠が十分に保護されていないとの指摘がありました。

(3) 改正の概要

意匠法第3条の2の条文に、ただし書を加え、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報の発行の日前までに提出された場合には、この規定による拒絶の理由にはあたらないとしました。

2. 改正法の審査運用について

(1) 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断

意匠法第3条の2本文の規定に該当する出願であっても、以下の要件をいずれも満たす場合は、同条ただし書の規定により、拒絶の理由には該当しません。

意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること

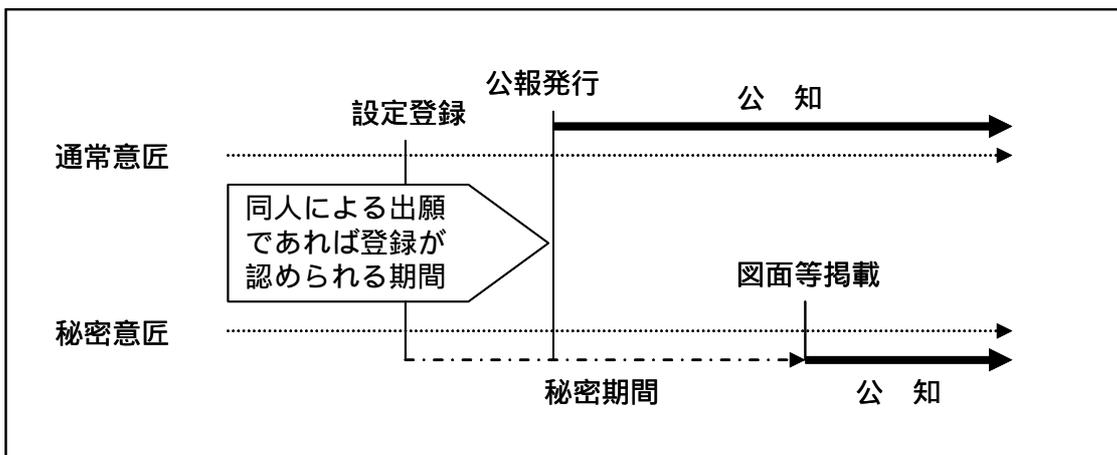
出願人の同一については、出願時ではなく、査定の際又は拒絶の理由の通知書の送達時において意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であることを要します。(先の意匠登録出願の意匠登録を受ける権利を後願の意匠登録出願人に移転した場合、又は、後願の意匠登録を受ける権利を先の意匠登録出願の設定登録時の出願人に移転した場合には出願人が同一となりますが、先の意匠登録出願の設定登録後に意匠権を後願の出願人に譲渡した場合は、出願人同士の比較において同一の者とはなりません。)

なお、共同出願に係る場合における「同一の者」は、全ての出願人が一致することをいいます。

先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報発行の日前の意匠登録出願であること

先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたもの(2回目の意匠公報)を除くと規定されています。したがって、先の意匠登録出願が秘密にすることを請求した意匠である場合、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されていない1回目の意匠公報発行の日前までの意匠登録出願であることが要件となります。

【先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の出願可能期間】



(2) 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件

意匠法第3条の2の規定は、先の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願（ただし書の規定を適用するものを除く。）に適用します。

先の意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載された意匠公報発行後は、意匠法第3条の2の規定を適用せず、意匠法第3条第1項第2号又は第3号の規定を適用します。

なお、先の意匠登録出願が秘密にすることを請求した意匠である場合、1回目の意匠公報発行の日以後、当該秘密期間に出願された後日出願は同一出願人による場合であっても、本条の規定を適用します。

3. 経過措置

(1) 改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠についてされた改正法施行後の意匠登録出願に対する改正法の適用

先の意匠登録出願が改正法施行前ののものであっても、改正法施行後の出願については、意匠法第3条の2ただし書の規定が適用されますから、拒絶されることはありません。

(2) 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用

意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願

に対しては、意匠法第 10 条の 2 第 2 項(同法第 13 条第 5 項で準用する場合を含む。)
又は同法第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の出願日
あるいは手続補正書の提出日が改正法施行後である場合に、改正法が適用されます。

(3) パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用
パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対しては、パリ条約第 4 条
B の規定に基づき、日本国への出願日が改正法施行後である場合に、改正法が適用
されます。

意匠法等の一部を改正する法律附則

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第二条第二項、
第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規
定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意
匠登録出願については、なお従前の例による。

第3部 改正意匠法第10条（関連意匠）の審査運用について

改正意匠法第10条（関連意匠）の審査運用について

< 関連条文 >（下線部が改正部分です。）

（関連意匠）

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

3 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

4 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

（存続期間）

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

（関連意匠の意匠権の移転）

第二十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

(専用実施権)

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

4 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

1. 改正の趣旨

(1) 従来の規定

意匠法第9条（先願）では、重複した権利を排除する趣旨から一の創作について二以上の権利を認めるべきではないとしていますが、同時期に創作されたバリエーションの意匠については、同日に同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして、例外的に関連意匠としてこれを保護し、各々の意匠について権利行使することが可能となっていました。

(2) 改正の背景

全てのデザイン・バリエーションを同時期に創作する場合に限らず、市場投入後に需要動向を見ながらデザイン・バリエーションを追加的に開発する等、多様化するデザイン戦略にあって、同日出願の場合のみ関連意匠登録を認める従来の制度は、市場投入が予測されるデザイン・バリエーションの全てについての図面等を出願時に準備しなければならず、当初の実施商品に係る意匠から先行して出願するなどの柔軟な出願方法に対応できないといった指摘がありました。

(3) 改正の概要

同日出願のみ認められていた関連意匠について、本意匠の公報発行の日前までの間に
出願された場合は関連意匠の登録を認めるよう時期的制限を緩和しました。

また、専用実施権の設定は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定しなければならない（意匠法第27条第1項ただし書）という規定

に対して、関連意匠の後日出願を認めることに伴い、専用実施権設定後に追加的に関連意匠の出願がなされる可能性が高まるため、既に専用実施権を設定した本意匠についての関連意匠は登録できない旨等を規定しました。

2. 改正法の審査運用について

(1) 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠

意匠登録出願に係る意匠が、意匠法第10条第1項の規定により、関連意匠として意匠登録を受けることができるためには、以下のすべての要件を満たす必要があります。

本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

設定登録時において、意匠登録出願人が、本意匠の意匠登録出願人又は本意匠が設定登録されている場合には本意匠の意匠権者と同一の者でなければなりません。

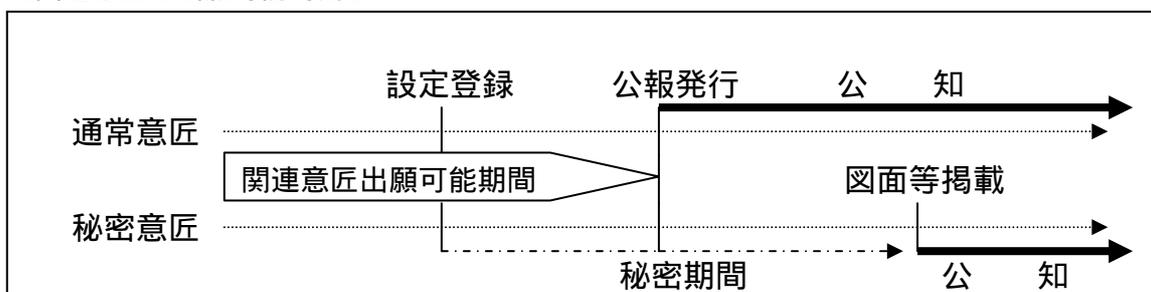
本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること

本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の前に出願された意匠登録出願であること

本意匠に係る意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたもの（2回目の意匠公報）を除くと規定されています。したがって、本意匠が秘密にすることを請求した意匠である場合、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されていない1回目の意匠公報発行の前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となります。

（参考）公報の発行日に関しては特許庁ホームページの公報発行予定表（特許庁の取り組み＞ 公報に関して＞ 公報発行予定表＞ 意匠、商標、審決、特許庁公報関係＞ E. 意匠公報（インターネット）及び意匠公報情報（CD）発行予定表又は、<http://www.jpo.go.jp/torikumi/kouhou/kouhou2/hakko.htm>）に掲載されていますので、登録番号確定後に確認することができます。なお、この予定表は日時を確約するものではない旨ご了承下さい。

【関連意匠の出願可能時期】



(2) 同人による後日の類似する意匠登録出願の取扱い

関連意匠は、本意匠の意匠登録出願の出願日以後から、その意匠登録出願に係る意匠公報発行日前までの間に出願された場合に認められます。

公報発行と同日の場合、意匠法第 9 条第 1 項の規定を適用し、公報発行後、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が公知となった後は、意匠法第 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定を適用します。

なお、本意匠が秘密にすることを請求した意匠である場合、1 回目の意匠公報発行後、当該秘密期間に出願された後日出願は同一出願人による場合であっても、意匠法第 9 条第 1 項の規定を適用します。

(3) パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第 10 条第 1 項の規定の判断の基準日

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるのは、関連意匠の第一国出願日が本意匠の第一国出願日以後、我が国での公報発行の日前までとなります。

(4) 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第 10 条第 2 項の規定により、意匠登録を受けることができません。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、意匠法第 27 条第 1 項の規定により、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければなりません。

(5) 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第 10 条第 3 項の規定により、意匠登録を受けることができません。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいいます。

(6) 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第 10 条第 4 項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しません。

本意匠が消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とします。

(7) 関連意匠の出願前に本意匠が実施物として公開されている場合の取扱い

本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願について、本意匠の実施物等、その出願前に同一又は類似する公知の意匠が存在する場合には、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の規定を適用し、新規性のないものとして拒絶します。ただし、公知の意匠が、本意匠の公開、実施等、自己の行為に起因するものであった場合には、新規性の喪失の例外の適用規定を受けることができます。

なお、新規性の喪失の例外規定の適用が受けられる期間は、発表等した日から 6 月以内です（意匠法第 4 条第 2 項）。また、出願時等に所定の手続が必要です（意匠法第 4 条第 3 項）。

3 . 経過措置

(1) 改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後の関連意匠の意匠登録出願に対する改正法の適用

改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後に出願された関連意匠の意匠登録出願に対しては、改正法附則第 2 条の規定に基づき改正法第 10 条第 1 項が適用され、関連意匠の意匠登録を受けることができます。この場合における関連意匠の権利の存続期間は、同法第 21 条第 2 項の規定に基づき、本意匠の登録の日から 20 年となります。ただし、当該本意匠の意匠権の存続期間は、旧意匠法第 21 条第 1 項の規定に基づき、本意匠の登録の日から 15 年となり、本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定を理由とするのではなく、存続期間の終了を理由として消滅するものとなります。この場合についても、意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第 1 条又は第 2 条の規定に基づき、意匠権の移転、専用実施権の設定は制限されることとなります。

(2) 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用

意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対しては、意匠法第 10 条の 2 第 2 項（同法第 13 条第 5 項で準用する場合を含む。）又は同法第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日が改正法施行後である場合に、改正法が適用されます。

(3) パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対しては、パリ条約第 4 条 B の規定に基づき、日本国への出願日が改正法施行後である場合に、改正法が適用されます。

意匠法等の一部を改正する法律附則

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十八年十月二十七日政令第三百四十一号)

(関連意匠の意匠権に関する経過措置)

第一条 意匠法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第一条の規定による改正後の意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号。以下「新意匠法」という。)第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠(同項に規定する本意匠をいう。以下同じ。)の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権の移転に対する意匠法第二十二条第二項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

第二条 新意匠法第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権についての専用実施権に対する意匠法第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

4. 意匠法第9条（先願）の取扱い

意匠法第10条（関連意匠）の改正に伴い、意匠法第9条（先願）の審査上の取扱いに「同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願」が加わります。

< 関連条文 >

（先願）

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

5 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

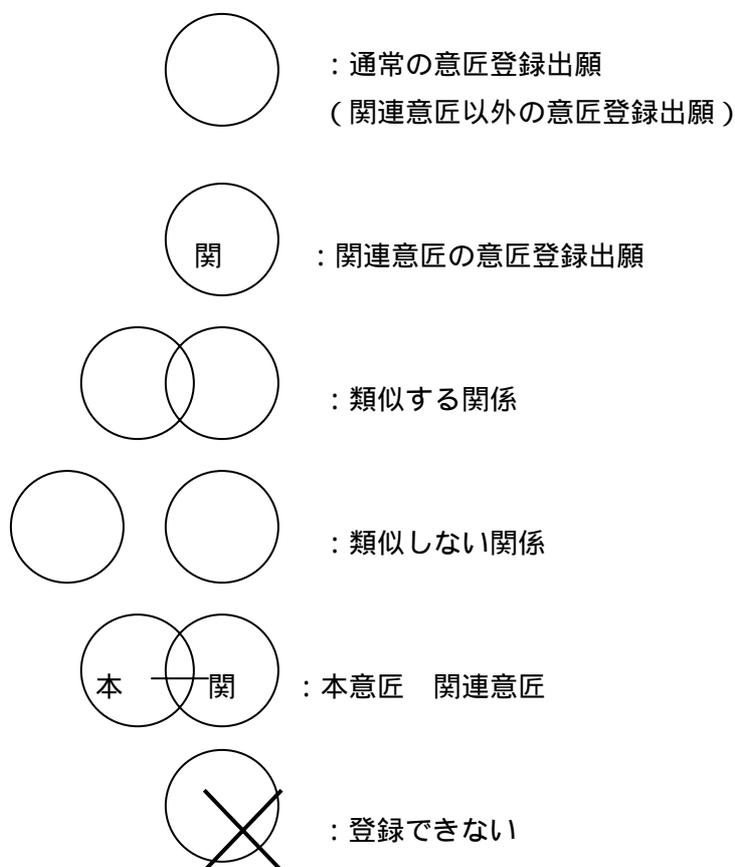
6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

5. 同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

同人による類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録します。（後の類似する出願には、先の出願の査定等の確定を待って何らかの通知を行う旨の通知書（待ち通知）を送付しますが、類似する先願の出願番号は記載しません）後の意匠登録出願に係る意匠については、その出願が最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠登録出願については、1回目に発行される意匠公報。）の発行の日前までに出版されており、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願である場合には登録します。

以下、後願は最先の先願の意匠公報発行の日前までに出版されていること並びに意匠法第9条第1項及び第2項以外の拒絶理由がないことを前提に、代表的な取扱いを記載します。

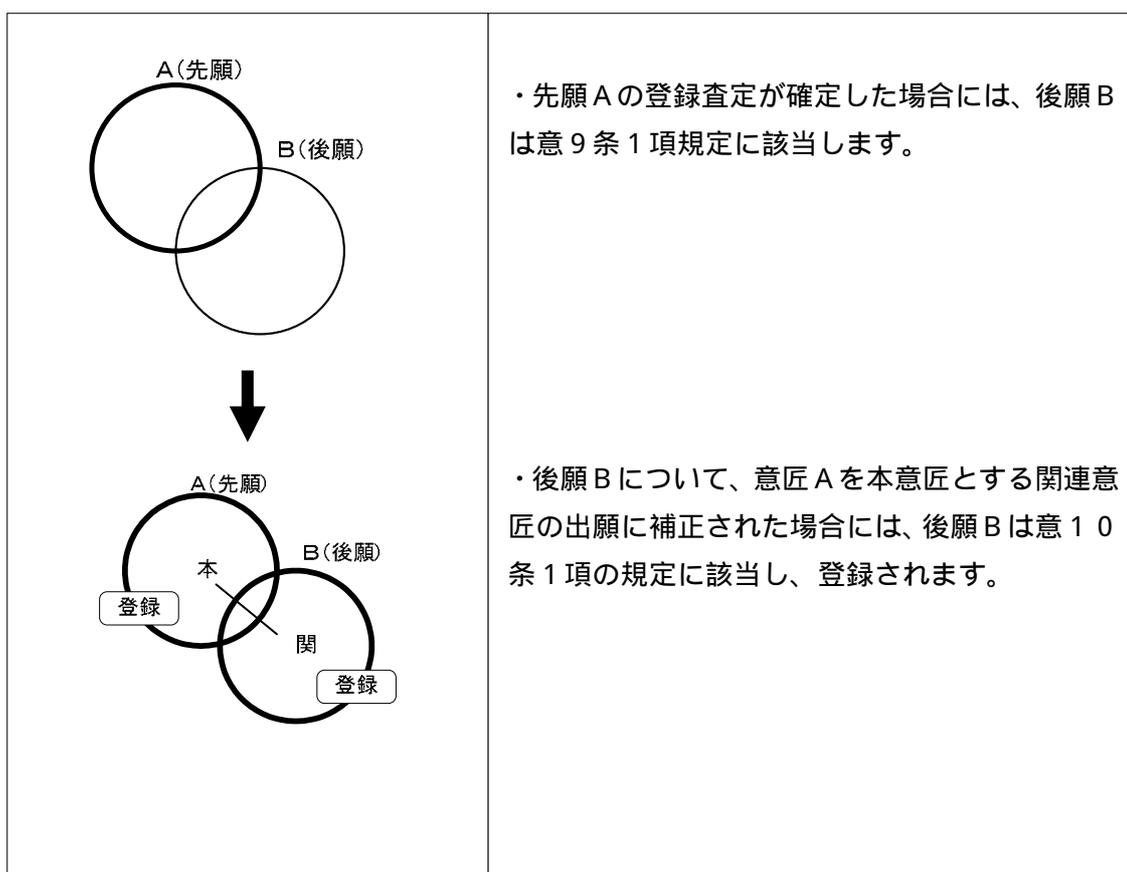
【凡例】 以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用します。



(1) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る一の登録意匠と類似している場合

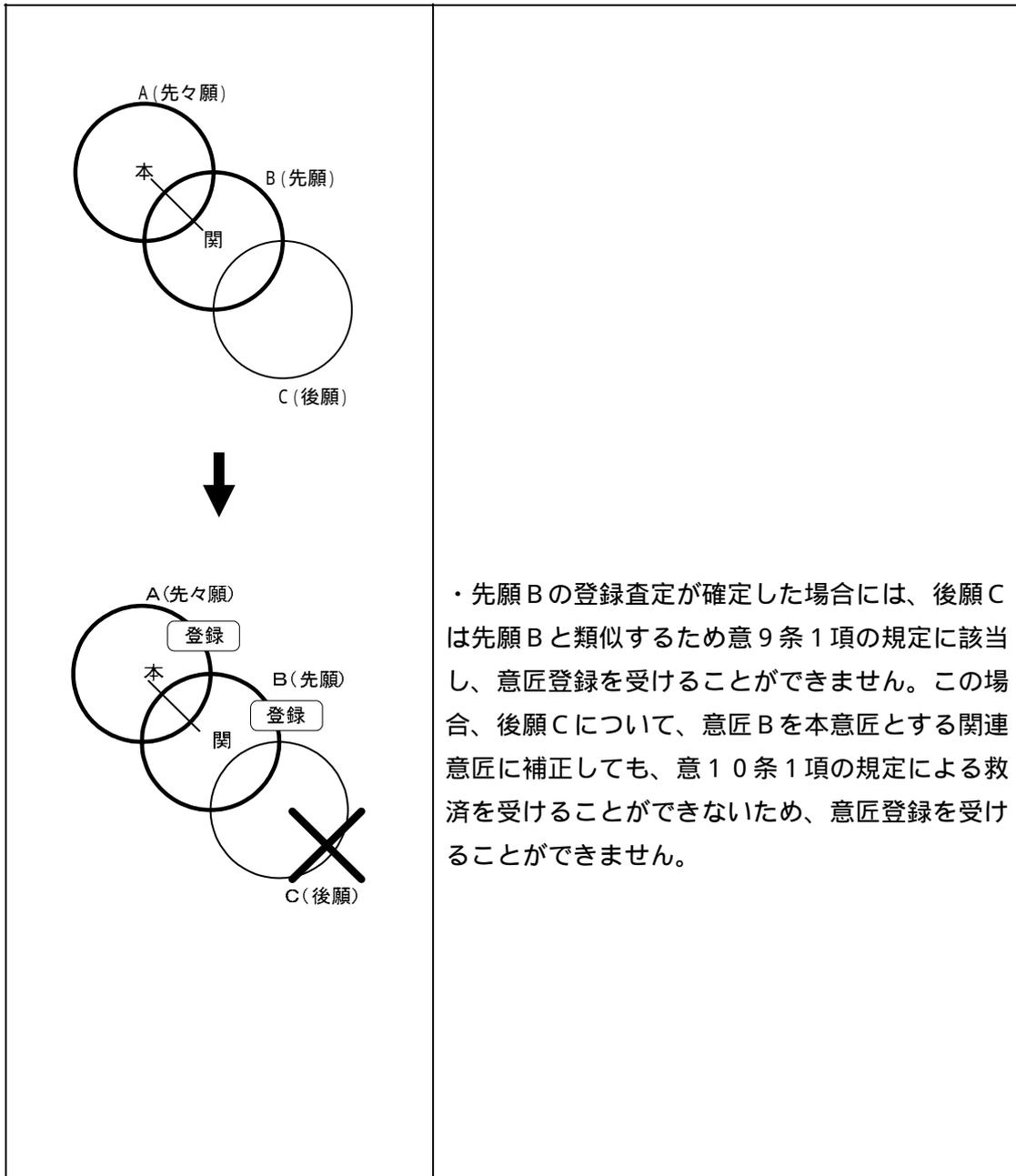
後願が関連意匠として出願されていない場合

後願に対して先願を意匠法第9条第1項の拒絶理由として通知した後、関連意匠に補正された場合は登録します。



後願が先願である関連意匠にのみ類似する通常出願に係る意匠の場合
後願は先願を理由に意匠法第9条第1項の規定で登録を受けることはできません。

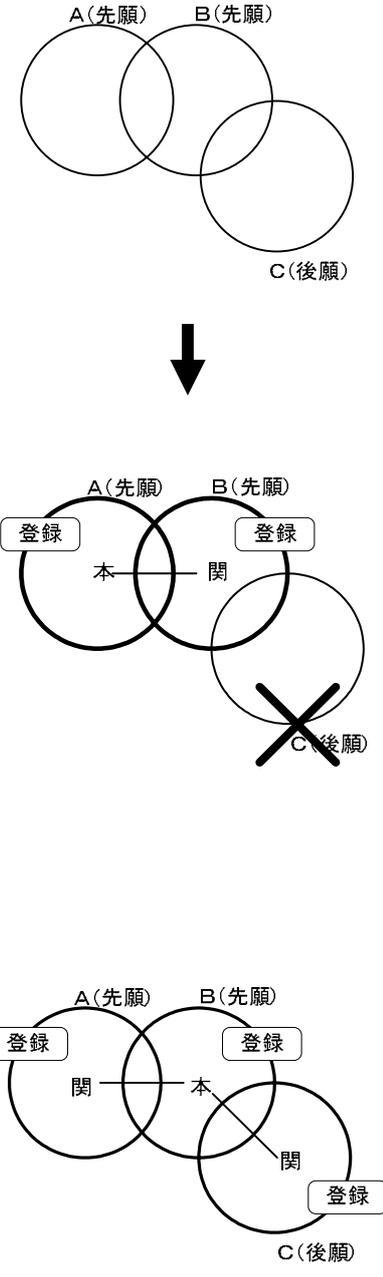
なお、関連意匠である先願を本意匠とすることはできません。



・先願Bの登録査定が確定した場合には、後願Cは先願Bと類似するため意9条1項の規定に該当し、意匠登録を受けることができません。この場合、後願Cについて、意匠Bを本意匠とする関連意匠に補正しても、意10条1項の規定による救済を受けることができないため、意匠登録を受けることができません。

先願が同日の出願で相互に類似している場合

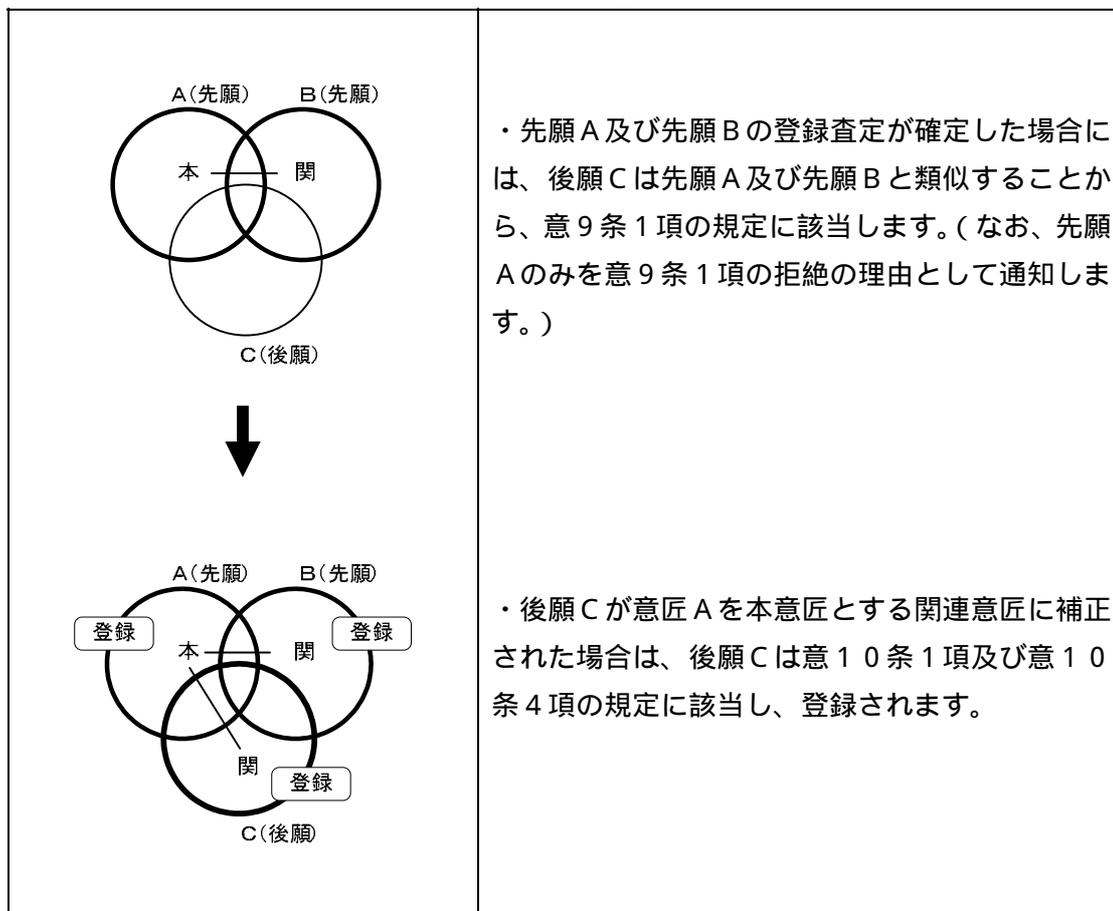
同日出願である先願の協議結果によって、後願は登録を受けられない場合があります。

 <p>The diagram illustrates the registration process for three overlapping patent applications: A (先願), B (先願), and C (後願). A downward arrow indicates the transition to two possible outcomes based on the agreement between A and B.</p> <p>Case 1: Agreement where B is the main application. A and B are registered as '本願' (main application). C is crossed out with a large 'X', indicating it is not registered.</p> <p>Case 2: Agreement where A is the main application. A and B are registered as '本願' (main application). C is also registered as '本願' (main application).</p>	<ul style="list-style-type: none">先願Aと先願Bの間で協議が必要です。 <p>協議の結果、先願Bが先願Aを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合</p> <ul style="list-style-type: none">先願A及び先願Bは登録されます。先願Bの登録査定が確定した場合には、後願Cは先願Bと類似するため意9条1項の規定に該当し、意匠登録を受けることができません。この場合、後願Cを意匠Bを本意匠とする関連意匠に補正しても、意10条1項の規定による救済を受けることができないため、意匠登録を受けることができません。 <p>協議指令の結果、先願Aが先願Bを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合</p> <ul style="list-style-type: none">先願A及び先願Bは登録されます。先願Bの登録査定が確定した場合には、後願Cは先願Bと類似することから意9条1項の規定に該当します。後願Cが意匠Bを本意匠とする関連意匠の出願に補正された場合には、後願Cは意10条1項の規定に該当し、登録されます。
---	--

(2) 後の意匠登録出願に係る意匠が先の意匠登録出願に係る二以上の登録意匠と類似している場合

先願が本意匠と関連意匠の関係であった場合

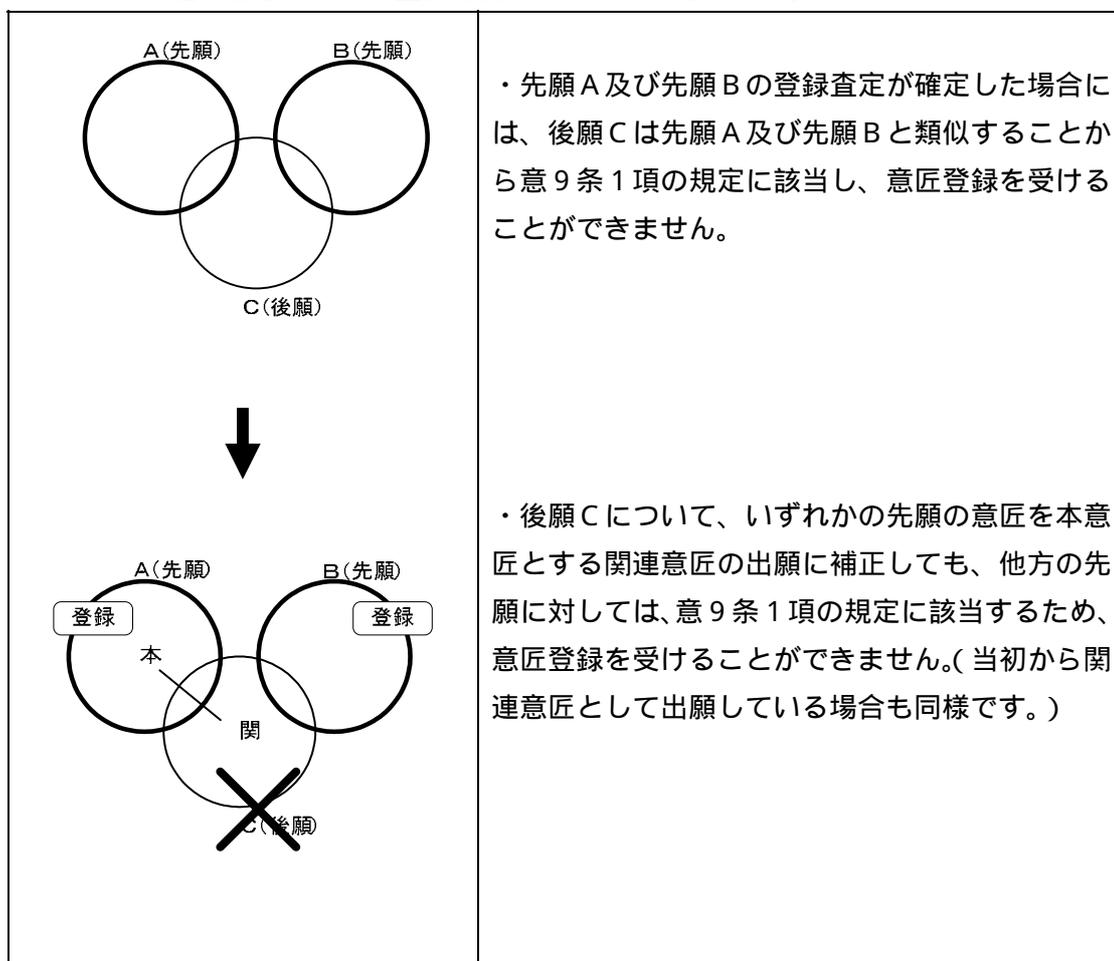
後願に対して本意匠のみを意匠法第9条第1項の拒絶理由として通知した後、関連意匠に補正された場合は登録します。



先願がそれぞれ単独で登録になっている場合

後願に対して、先願すべてを意匠法第9条第1項の拒絶理由として通知します。

なお、先願のいずれかーを本意匠とした関連意匠と補正しても、他方の拒絶理由は回避できないため、登録を受けることはできません。



第4部 その他の改正項目について

1. 意匠権の存続期間の延長

< 関連条文 >

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年

について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 一 第一年から第三年まで | 毎年八千五百円 |
| 二 第四年から第十年まで | 毎年一万六千九百円 |
| 三 第十一年から <u>第二十年</u> まで | 毎年三万三千八百円 |
- 2～5 （略）

改正の背景

優れたデザインのロングライフ商品にみられるように、魅力あるデザインは、長期間にわたり付加価値の源泉となっている場合があります。

また、意匠権の存続期間満了年である15年目における現存率は約16%であり、特許権の15年目における現存率（約4%）よりも高い数字となっています。

このため、設定の登録の日から15年と規定されている意匠権の存続期間について、より長い期間の保護が必要ではないかとの指摘がありました。

改正の概要

（1）意匠権の存続期間の延長

意匠権の存続期間について、現行の「登録日から15年」を「登録日から20年」に延長しました。あわせて、関連意匠の存続期間についても本意匠の意匠権の登録の日から20年に延長しました。

（2）存続期間の延長に伴う登録料の新設

意匠権の存続期間が15年から20年に延長されることに伴い、第16年から第20年までの登録料については、第11年から第15年までと同額の年間3万3千8百円としました。

2. 秘密意匠制度の見直し

< 関連条文 >

第十四条 (略)

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、又は第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

3・4 (略)

改正の背景

意匠の審査に要する期間は年々短期化しており、出願時の想定よりも審査が早く終了し、意匠公報により意匠が公開されることで、商品の広告・販売戦略上支障が出る場合があります。

出願人が自己の公報の発行時期が適正か否かの判断に基づいて秘密意匠の請求を可能とするためには、意匠登録出願の時だけではなく、当該出願に係る登録査定を送達時を経過し、意匠公報の発行前のある時期までに請求を可能とする必要がありました。

改正の概要

出願意匠の秘密を請求できる時期的要件について、現行法において認められている出願と同時にする場合に加えて、意匠登録の第1年分の登録料の納付時と同時にする場合も認めることとしました。

3. 意匠の類似の範囲の明確化

< 関連条文 >

第二十四条 (略)

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

改正の背景

意匠の新規性の判断は、最高裁判例上、一般需要者の視点から見た美感の類否を判断するものとされています。また、意匠の効力範囲についても、最高裁判例上、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠に及ぶものとされています。しかし、実務の一部においては、意匠の類似についてデザイナー等の当業者の視点から評価を行うものもあり、最高裁判例とは異なる判断手法をとるものが混在していることにより意匠の類否判断が不明瞭なものとなっているとの指摘がありました。

改正の概要

意匠の類否判断は、意匠制度の根幹に係る意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を司るものであることから、統一性をもって判断されることが望ましいと考えられます。したがって、意匠の類否判断について明確化するために、意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感の類否であることを規定しました。

改正後の意匠審査の運用について

今回の改正（意匠法第24条第2項の新設）は、最高裁判例やこれまで蓄積された判例に沿って、意匠の類似の判断は需要者から見た美感に基づいてなされることを確認的に規定したものであり、従来からの意匠審査における意匠の類似の考え方や判断手法そのものについて変更するものではありません。また、2つの意匠を対比して観察するのみならず、先行意匠を参酌した上で総合的に美感の類否を判断するという手法にも変更はありません。

4．新規性喪失の例外規定の見直し

< 関連条文 >

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

改正の背景

意匠の新規性の例外規定の適用を受けるためには、意匠法第四条に規定する適用の要件を満たす事実を証明する書面を提出する必要がありますが、日本国内又は外国において公然知られた意匠になったことについて第三者からの証明を取得することに要する手間と時間が負担となっており、出願の日から14日以内としていた提出書面の準備期間が十分ではないとの指摘がありました。

改正の概要

新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出期限を、出願の日から30日以内とすることにしました。